(平成19年10月2日)

(薬食審査発第1002002号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

治験に係る文書又は記録(以下「治験に係る文書等」という。)については、平成16年10月18日付審査管理課事務連絡「医薬品の臨床試験の実施の基準の運用における必須文書の構成について」により、その例を示しているところです。

今般、「治験のあり方に関する検討会」(座長 池田康夫 慶應義塾大学医学部長)において、治験に係る文書等のさらなる整理合理化について検討され、「治験のあり方に関する検討会 報告書」が取りまとめられました。これを受けて、別添のとおり「治験に係る文書又は記録」一覧の例を作成しましたので、下記にご留意の上、業務の参考として、貴管下関係業者及び医療機関等に対して周知いただきますよう御配慮願います。

記

- 1. 治験に係る文書等は、別添の「文書の名称」欄ごとに文書等を作成することを基本とするが、必要な記録等が適切になされるのであれば、これに限定するものではないこと。
- 2. 実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の間の文書のやりとりを行う必要はないこと。また、この場合にあっては、治験依頼者と実施医療機関の長及び治験責任医師の文書のやりとりについては、肩書きを連記することによって一の文書として差し支えないこと。

(別添)

「治験に係る文書又は記録」一覧について

治験関係者は、治験を実施する際には、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(GCP省令)をはじめとする関係法規等を遵守し、被験者の保護及び治験の信頼性を確保しなければならない。

「治験に係る文書又は記録」一覧で示す文書等は、治験の実施及び得られたデータの質を個々にかつまとめて評価することを可能にする治験実施の過程の記録であり、文書等を作成し保存しておくことによって、治験の手順の確認、治験の適切な管理及び関係法規等の遵守状況の確認に役立つものである。

「治験に係る文書又は記録」一覧は、その文書等が作成される治験の段階に対応して、I)治験開始前、II)治験実施中、II)治験の終了又は中止・中断後の3つの段階に分けて、それぞれの文書等に含まれる内容とその説明及び保存場所を示している。

なお、治験に係る文書又は記録は、規制当局による調査又は治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者の監査担当者による監査等の対象となり得るものであり、それに対応できるように整理しておく必要がある。

(参考) 別添で示している文書数は60である。

- 注1:一連の文書・記録が治験の異なる段階で作成されることがあるが、本一覧では最も早く作成される時期に合わせて記載した。
- 注2:保存場所の「〇」は、治験に係る文書又は記録を整理合理化して保存する場合の保存場所 を示した。
- 注3:実施医療機関の長及び治験責任医師等が実施医療機関で保存する文書・記録全てを示した。
- 注4: 実施医療機関で保存する文書・記録のうち、自ら治験を実施する者が保存するものとそれ 以外の者が保存するものを分けて示した。治験責任医師として保存すべき文書・記録は医療機 関に含めた。
- I 治験開始前 (注1)

	文書の種類				听(注2)
				治験依頼 自 を るる	
文書の名称	当該文書に含まれる事 項	概要		治験依者	医療機関(注4) 自治を施

					る者
1. 治験審査 委員会の 運営に関 する文書	1. 1 治験審査委員会 の設置記録[第27 条]	実施医療機関の長又は営利を目的 としない組織・団体の長が、治験 審査委員会(同事務局を含む。)を 設置したことを示す記録。	0	0	
	1. 2 治験審査委員会 の運営に関する文書 [第28条]	治験審査委員会の運営の手続き及 び記録の保存に関する事項を定め た文書(標準業務手順書)。	0	0	
	1.3 実施医療機関外 治験審査委員会の委 員名簿及び標準業務 手順書[第30条]	実施医療機関の長が、自ら又は共同で設置した以外の治験審査委員会に意見を求める場合、当該治験 審査委員会から入手する文書。	0	0	
2. 治験審査 委員会の 設置者が 保存する 記録	2. 1 治験審査委員会 の設置者が保存する 記録[第34条]	治験審査委員会の設置者が、規制 当局の要請に応じて提示できるよ うに保存する文書。	0	0	
	1) 委員名簿(資 格、職業及び所属 を含む。)				
	・ 治験審査委員会 委員の指名記録 [第28条]	治験審査委員会の設置者が治験審 査委員会の委員を指名したことを 示す記録。			
	2) 提出された文書 (第32条参照)				
	・ 治験審査委員会 の治験の実施状況 調査記録[第28 条]	必要に応じて、治験審査委員会が 治験の実施状況に関して自ら行っ た調査結果を示す記録。			
	3) 会議の議事要旨				
	・ 治験審査委員会 の継続審査記録 [第28条]	治験審査委員会が、実施中の治験 について適切に実施されているか 否かを少なくとも1年に1回の頻度 で継続的に審査したことを示す記 録。			
	4) 書簡等				
	5) 契約に関する文 書 [第30条]	外部に設置された治験審査委員会 に調査審議を依頼する際に、医療 機関の長が治験審査委員会の設置 者と契約した文書。			
3. 医療機関 の治験の 実施に関 する手順 書	3. 1 医療機関の治験 の実施に関する手順 書[第36条,第38 条]	医療機関の長が治験の実施に必要な手続き(治験事務局の設置を含む。)を定めた文書。	0	0	
	1) 治験事務局の業 務内容に関する文 書[第38条]	医療機関の長が治験事務局の業務 内容を定めた文書。			
	2) 治験薬管理者の 指名記録[第39 条]	医療機関の長が治験薬管理者を指 名した記録。			
	3) 医療機関における記録保存責任者の指名記録 [第41	医療機関の長が、医療機関において保存すべき必須文書について、 それぞれの記録毎に保存責任者を			

	条]	指名した記録。				
4. 医療がた担びカス の名験師験の がた担びカス がた担びカス	4. 1 医療機関の長が 指名した治験分担医 師及び治験協力者の リスト [第36条]	治験分担医師及び治験協力者に関する分担業務と分担者のリスト。 治験責任医師が作成し、これに基づき医療機関の長が指名したもの。	O (正 及び 写)	0	O (正 及び 写)	
5. 実開 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	5. 1 実施医療機関の 長が治験審査委員会 に意見を求める文書 [第30条]	実施医療機関の長が治験審査委員 会に治験の実施について意見を求 めた文書。	0		0	
6. 治験審査 委員見通 書	6. 1 治験審査委員会 の通知文書 ・ 修正承 ・ 修正条 ・ 認文書 ・ 認文書 ・ 認文書 ・ 調子の決定の文 書 [第32条]	治い書を表示のは、関連では、一次のは、関連を表示のの、、大学のでは、対して、大学のでは、対して、大学のでは、のの、大学のでは、のの、大学のでは、のの、大学のでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、対して、ののでは、対して、のののでは、対して、のののでは、対して、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	〇正 び 写)	O(写)	0	O (写)
	1) 治験審査委員会 の名称と所在地が 記された文書[第 36条]					
	2) 治験審査委員会 の構成と活動に関 する文書[第36 条]	治験審査委員会が本基準に従って 組織され、活動している旨を治験 審査委員会が自ら確認した文書。				
	6. 2 治験依頼者又は 自ら治験を実施する 者が医療機関の長か ら入手する文書[第 32条]	治験審査委員会が治験の実施につまないに、治験審査した場合に治験の関係を対したの間で治験の長者を経関に医療機関の長者を経済のといる。 一、大学のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	0	0		0
	1) 審査された省令 第32条に規定する 文書[第36条]	治験依頼者又は自ら治験を実施す る者が必要とする場合。				
	6.3 治験審査委員会 の治験の継続に関す る通知文書 ・ 承認文書 ・ 修正条件付き承	治験審査委員会が実施中の治験の 継続に関して、医療機関の長に通 知したことを示す文書。 本文書の写しは、医療機関の長か ら7.2治験の継続に関する医療機	O (正 及び 写)	O (写)	0	O (写)

		関の長の指示、決定に関するを主義を主義を主題を主題を主題を主題を主題を主題を主題を主題を主題を主題を主題を表現を主題を表現を表現を主題を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を				
7. 実施医療 機関のよ の指示に関 み定に関 する文書	7. 1 実施医療機関の 長の指示、決定に関 する文書[第32条]	医療機関の長が、治験審査委員会の表が、治験者を長の形態での表が、治験者を見治験を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	0	0		0
	7. 2 治験の継続に関する医療機関の長の指示、決定に関する文書 [第32条]	医療機関の長が、治験との長が、治験関の長が、治療機関の長が、治療機関の長が、治療機関の長が、治療を変更の大きな、治療を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	0	0		0
8. 治験責任 医師及対 医験の規 医師のの を書 文書	び治験分担医師の履	治験責任医師が要件を充足していることを示した履歴書その他の文書及び治験分担医師の履歴書。	0	0	0	
9. 記はた施又に文版の名署治計は代書を訂む。		治験依頼者と治験責任医師が治験実施計画書の内容(改訂版を含む、)及びこれを遵守して治験を実施することについて合意治験では、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	0	0	0	0
	名記録 [企業:第4 条、医師:第15条 の2]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が適格な医学専門家を含む専門的知識を有する者を指名した文書。 緊急時に、当該治験薬がどの薬剤				

	封手順書 [企業:	であるかを直ちに識別でき、かつ 盲検性が破られたことを検知でき る方法を示す記録。				
	更又は修正の手引 き書 [企業:第4	症例報告書の変更又は修正に関する手引きとして、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が症例報告書の作成及び変更又は修正を行う治験責任医師、治験分担医師及び必要に応じて治験協力者に提供するもの。				
	選定、治験調整委 員会の設置に関す	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験調整医師を選定又は治 験調整委員会を設置したことを示 す記録。				
	治験調整委員会及 び治験責任医師の 責務に関する文書	治験調整医師を選定又は治験調整 委員会を設置した場合、治験依頼 者又は自ら治験を実施する者がそ れらの責務を治験開始前に文書で 定めたことを示す記録。				
		多施設共同治験で必要な場合、全 ての治験責任医師に対し、臨床上 及び検査上の所見の評価に関する 統一基準の遵守方法について説明 した文書。				
	7) モニターの指名 記録 [企業:第21 条、医師:第26条 の7]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者がモニターを指名した記録。				
10. 同意文 書及のの 明文書 明文書 まさ 記。	の他の説明文書(改訂 版を含む。)[企業: 第9条、医師:第15条	治験責任医師が治験依頼者の協力 を得て作成した文書(修正又は改訂 版を含む。)。 自ら治験を実施する者による治験 では自ら治験を実施する者が作成 した文書(修正又は改訂版を含 む。)。	0	0	0	0
11. 頼自を 治者ら実者業 の務 準書	自ら治験を実施する 者の標準業務手順書	治験に関する業務が本基準等を遵守して行われ、品質保証及び品質管理システムの履行、保持を保証するための標準業務手順書。	O (写) 5)の み	0	0	0
	理に関する文書	治験に関連する全てのデータの信頼性とその適正な処理を保証するためにデータの取扱いの各段階に品質管理を適用するためのもの。				
		治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験に関連する全ての業務を確定し、適格な者に割り当てたことを示す記録。				
	3) 治験実施計画書	治験依頼者又は自ら治験を実施す				

	成、改訂の手続き に関する記録 [企 業:第4条、医師: 第15条の2]	る者が治験実施計画書、症例報告書を作成、改訂する手続き、並びに当該治験の倫理的及び科学的妥当性が裏付けられていることを保証するための手続きに関する文書(治験依頼者にあっては、治験責任医師と協議すること。)。				
	システムのバリデ ーション等に関す る記録 [企業:第	る者が、電子データ処理システラを でででででででででいます。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで				
	5) 治験依頼者又は 自ら治験を者にまる者の指名書の る症例報告書の 更又は修正の手順 書[企業:第4条、 医師:第15条の 2]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が指名した者によって行われる症例報告書の変更又は修正に関する手順書。				
	に関する治験依頼 者又は自ら治験を	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、被験者の健康被害の治療に要する費用その他の損失を補償するための手順を定めた文書。				
	関する標準業務手	モニタリングに関して治験依頼者 又は自ら治験を実施する者が確定 した標準業務手順書。				
		治験依頼者又は自ら治験を実施する者が監査の対象、方法及び頻度 並びに監査報告書の様式と内容を 記述した監査手順書。				
12. 検査の 基準値及 びその範 囲(修正又 は改訂版 を含む。)		治験実施計画書に記載されている 医学的検査、臨床検査等の基準値 を示す記録(最新の基準値及びその 範囲並びにこれらの数値の改訂時 期を示す記録を含む。)。	0	0	0	0
13. 効果安 全性評価 委員会		効果安全性評価委員会が作成した 標準業務手順書及び全ての会合の 記録。		0		0
		治験依頼者又は自ら治験を実施す る者が設置したことを示す記録。				

	委員会の設置に関す る記録					
	2) 会合の記録					
14. 治 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日		治験依頼者が、治験を適切に実施 しうる要件を満たしている治験責 任医師及び医療機関を選定したこ とを示す記録。		0		
15. 治験計 画届書 (控)	15. 1 治験計画届書 (控)[規則第269 条]	治験依頼者又は自ら治験を実施す る者が規制当局に治験計画届書を 提出したことを示す記録。		0		0
16. 頼治施の療長し治時験の前機にたま認医の出書	16.1 治験依頼時又は 治験の実施の承認の 前に医療機関の長に 提出した文書 [企 業:第10条、医師: 第15条の7]	治験の依頼時又は治験の実施の承認の前に、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が医療機関の長に提出した最新の文書。	0	0	0	0
17. 治験薬 の表示内 容	17. 1 治験薬の表示内 容[企業:第16条、 医師:第26条の2]	本基準を遵守して治験薬の表示が 行われていることを示す記録(該当 する場合には、盲検性が維持され るような方法で表示)。 治験薬の容器若しくは被包に記載 されている内容がこれにあたる。		0		0
18. 治験薬 の製造記 録	18.1 治験薬の製造記 録[企業:第17条、 医師:第26条の3]	治験薬GMPに従って治験薬が製造されたことを示す記録。		0		0
19. 治験薬 の品質試 験成績		治験薬が確認試験、純度試験及び 含量(又は力価)試験等の規格を満 たしていることを示す記録。		0		0
	の分析記録 [企業:	治験薬がその規格を満たしている ことを再確認するために経時的に 分析した記録。		0		0
	19.3 治験終了時の治 験薬の品質試験成績 [企業:第16条、医 師:第26条の2]	治験薬が使用期間中安定であった ことを示す記録。		0		0
20. 無作為 割付け原 簿	20.1 無作為割付け原 簿[企業:第16条、 医師:第26条の2]	治験薬が無作為に割付けられたこ とを示す文書。		0		0
21. 治験薬 の管理に 関する手 順書	21.1 治験薬の管理に 関する手順書 [企 業:第16条、医師: 第26条の2]	医療機関の長又は治験薬管理者 が、治験薬の取扱い及び保管、管 理並びにそれらの記録に際し従う べき指示を記載した治験依頼者又 は自ら治験を実施する者による手 順書。	0	0	0	0
		治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験薬の保存条件、使用期限、溶解液及び溶解方法並びに注入器具等を定めた文書で、治験に関与する全ての者に知らせるも				

		o.			
害の補償 措置に関 する文書	措置に関する文書 [企業:第14条、医 師:第15条の9]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、被験者の健康被害の補償を履行するため、保険その他の措置を講じたことを示す文書。	0		0
23. 験に の リナ 関書		治験依頼者又は自ら治験を実施する者が当該治験のために特に定めたモニタリングに関する手順書。	0	0	0
	1) 中央モニタリン グに関する手順書 [企業:第21条、 医師:第26条の 7]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が中央モニタリングを採用する場合に定めた手順書。			
24. モニタ リ告書	24. 1 モニタリング報 告書 [企業:第22 条、医師:第26条の 8]	モ機連よ問題大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関治大の関治大の関治大の関治大の関治大の関治大の関治大の関治大の関治大の関治大の関治大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連大の関連<!--</td--><td>0</td><td>0</td><td>0</td>	0	0	0
	1) 治験実施計画書 案等の提供記録 [第7条]	治験依頼者が、治験責任医師と治 験実施計画書及び症例報告書について合意する前に、治験責任医師に治験実施計画書案、症例報告書 案及び最新の治験薬概要書その他 必要な資料・情報を提供したこと を示す記録(改訂する場合を含 む。)。			
		治験依頼者が治験責任医師に同意 文書及びその他の説明文書の作成 に必要な資料を提供したことを示 す記録(改訂する場合を含む。)。			
	ための措置に関す	治験責任医師、医療機関、治験依頼者又は自ら治験を実施する者のスタッフが治験実施計画書、標準業務手順書、本基準等を遵守し自いない場合に、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が遵守を確保するべく講じた措置の記録。			
	告書の点検とフォローアップに関する文書 [企業:第22条、医師:第26条の8]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、モニタリング報告書に関して行った点検とフォローアップについて、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が指名した者が文書化したもの(終了又は中止・中断後を含む。)。			
25. 監査計 画書		監査部門が監査手順書に基づいて 作成したもの。	0		0

	第26条の9]					
26. 開発業 務受託機 関の標準 業務手順 書	関の標準業務手順書	治験に関する受託業務が本基準等 を遵守して行われ、品質保証及び 品質管理システムの履行、保持を 保証するための標準業務手順書。		O (写)		O (写)
	に関する開発業務受	開発業務受託機関が、治験依頼者 若しくは自ら治験を実施する者又 は実施医療機関とともに当該受託 業務により生じた健康被害の治療 に要する費用その他の損失を補償 するための手順を定めたことを示 す文書。		O (写)	O (写)	O (写)
27.頼く治施又医と務関約治者は験すは療開受と書験若自をる実機発託の体しら実者施関業機契	27. 1 治験依頼者若し くは自ら治験を実施 する者又は実務施機関と開発業務 機関との契約書[企 業:第12条、医師: 第15条の8]	治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関が、委託した業務に関して開発業務受託機関と契約したことを示す記録。		0	0	0
28. 験すは療治支と書 自をる実機験援の 会実者施関施機契	する者又は実施医療	自ら治験を実施する者又は実施医療機関が、委託した業務に関して治験施設支援機関と契約したことを示す記録。	0		0	0
29. 害に治支の関連被償る設関に文明を機関に対		治験施設支援機関が、自ら治験を 実施する者又は実施医療機関とと もに当該受託業務により生じた健 康被害に要する費用その他の損失 を補償する手順を定めたことを示 す文書。	O (写)		O (写)	O (写)
30. 治験に 関する合 意文書	は承認書 [企業:第 13条、医師:第15条 の7]	治験の実施に関し、治験依頼者と 医療機関(さらに、治験依頼者が業 務の一部を委託する場合にあって は、その受託者)が合意した文書。 自ら治験を実施する者の治験では 医療機関の長が自ら治験を実施す る者の提出した資料に基づき治験 の実施を承認した文書。	0	0		0
	の他の合意文書 [第13条]	治験責任医師及びその他治験に関 与する全ての者と治験依頼者との 治験契約書及び治験実施計画書以 外の合意文書。				
	1	治験に係わる費用について、治験 依頼者と医療機関との間で取り決 めた文書。 実施医療機関以外の者が治験の費	0	0		0

		用の一部を負担する場合(治験薬を 提供する場合を含む。)の負担に関 する具体的な内容等について、自 ら治験を実施する者が取り決めた 文書。				
31. 治験薬 概要書(改 訂版を含 む。)	(改訂版を含む。)	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験の実施に必要な非臨床及び臨床試験の成績をまとめた文書(改訂版を含む。)。	0	0	0	0
	成を変更した場合	被験薬又は対照薬の製剤組成が大きく変更された場合に必要な試験 成績(安定性、溶出性又は生物学的利用性等)。				